

誓 約 書

令和 年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

住 所

フリガナ

氏 名

印

私は下記の事項について、誓約いたします。

なお、入札参加資格の確認のため、貴県が入札参加申込者を沖縄県警察本部に照会することについて承諾いたします。

記

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当しておりません。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号から第 7 号に該当しておりません。
- 3 入札に際し、入札案内書、物件説明書、土地売買契約書及び入札物件の法令上の規制等全てを承知の上参加いたしますので、後日これらのことについて、沖縄県に異議及び苦情の申し立てを行いません。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同法第 2 条第 6 号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者ではありません。

※ 法令の内容については、裏面をご覧ください。

法 令

【地方自治法施行令】

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

【暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律】（抜粋）

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。